

居宅介護支援重要事項説明書

●事業者の概要

法 人 名 医療法人社団 大誠会
所 在 地 大垣市新田町 2 丁目 14 番地
電 話 番 号 (0584) 89-1948
代 表 者 松 岡 哲 平

<関連機関>

松岡内科クリニック	大垣市新田町 2 丁目 14 番地
大垣北クリニック	安八郡神戸町末守 737-1
サンシャイン M&D クリニック	瑞穂市本田 174-1
大誠会在宅総合ケアセンター	大垣市新田町 2 丁目 24 番地 1
訪問看護ステーション ハーブ	大垣市新田町 2 丁目 24 番地 1
訪問介護ステーション ハーブ	大垣市新田町 2 丁目 24 番地 1
訪問入浴ステーション ハーブ	大垣市新田町 2 丁目 24 番地 1
居宅介護支援事業所 ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田 166-2
訪問介護ステーション ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田 166-2
訪問看護ステーション ハーブ・瑞穂	瑞穂市本田 166-2
デイサービスセンター スタジオ楡	瑞穂市本田 166-2
有料老人ホーム 楡の樹	瑞穂市本田 162-1

●事業所の概要

事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(大垣市指定 第 2172100857 号)
事業所名 居宅介護支援事業所 ハーブ
所在地 大垣市新田町 2 丁目 24 番地 1
電話番号 (0584) 88-1325
事業所長(管理者) 一色 綾子

●運営方針

要介護者の意思を踏まえその可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な保険医療サービス及び福祉サービス、施設等の連携を得て総合的かつ効果的に介護サービス計画を提供する。

●職員の体制

	常勤	非常勤	指定基準	職務内容
管 理 者	1 名		1 名	運営管理・ケアプラン作成
介護支援専門員(専従)	3 名	1 名		ケアプラン作成
介護支援専門員(兼務)	2 名			ケアプラン作成

●事業実施地域及び営業時間

1 通常の事業の実施地域 大垣市・安八郡・養老郡・海津市

2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日

営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分

休日 日曜日・祝日及び年始 (1/1～3)

(営業時間外の対応) 24 時間連絡体制を整備

●サービスの内容

＜居宅サービス計画の作成＞

ご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

なお、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所については複数の事業所の紹介を求ること、位置づけた理由を求める事が可能です。

＜居宅サービス計画作成後の便宜の提供＞

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。ご利用者の意思に踏まえ、要介護認定の更新申請等必要な援助を行います。

＜居宅サービス計画の変更＞

ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意の上、居宅サービス計画を変更します。

＜介護保険施設への紹介＞

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

●利用料金

居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数 40 未満	要介護 1 要介護 2	1,086 単位
	要介護 3 要介護 4 要介護 5	1,411 単位
初回加算	初月のみ	300 単位
特定事業所加算（Ⅱ）	1 月につき	421 単位

※当事業所は特定事業所加算Ⅱを算定しております。

「特定事業所加算」とは

要介護度の高い利用者や支援が困難な場合においても、質の高い介護サービスを積極的に提供し、厳しい算定条件を満たす運用を実施している事業所に対して支払われる加算です。

- 1 居宅介護支援利用料は法定代理受領により当事業所に対し、介護給付費が支払われる場合、
利用者が介護保険適用の場合は自己負担はございません。
(全額介護保険負担となります。)
- 2 介護保険適用の場合でも、保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦 1 ヶ月あたりの居宅介護支援料を頂き、サービス提供証明書を後日 「住民票のある市町村の介護保険課窓口」へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- 3 交通費は通常の実施地域以外の地域にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、片道分のみ、50 円／2 kmのご負担となります。
- 4 解約料は、お客様のご都合により解約した場合でも解約料金はいただけません。
- 5 料金が発生する場合、月末の精算とし、翌月 10 日頃に郵送によりご請求します。指定金融機関からお支払い下さい。
- 6 当事業所は、医療法人社団 大誠会 在宅総合ケアセンターの定める「高齢者虐待防止の推進における指針」に準じて対応します。

【虐待防止に関する事項】

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

【その他虐待防止のために必要な措置】

- ・事業所は、サービス提供中に、当該等事業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 7 当事業所では、介護支援専門員実務研修見学実習として、実習生を受け入れる場合があります。その際は、事前連絡の後、担当ケアマネジャー訪問時に実習生が同行してお宅に伺う場合があり、何卒ご協力頂きたくお願い申し上げます
なお、実習生の訪問受け入れをご了承頂けない場合は、その旨をご遠慮なくお申し付け下さい

●サービス内容に関する相談・苦情

- 1 当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画より提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

相談・苦情窓口 居宅介護支援事業所 ハーブ
担当者 一色 綾子
TEL (0584) 88-1325
大誠会在宅総合ケアセンター
TEL (0584) 89-0135

- 2 その他の相談・苦情窓口

*国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係	TEL 058-275-9826
*大垣市役所 介護保険課	TEL 0584-81-4111
*安八郡広域連合	TEL 0584-63-2050
*養老町役場	TEL 0584-32-1100
*その他、利用者の住所地を管轄する市町村の介護保険担当課	